

企業会計基準第33号 「中間財務諸表に関する会計基準」等の概要

2024年4月

企業会計基準委員会

1. 公表の経緯
2. 本会計基準等の適用範囲
3. 開発にあたっての基本的な方針
4. 中間財務諸表の範囲等
5. 中間財務諸表の取扱い
6. 適用時期
7. 適用初年度の取扱い
8. 他の会計基準等における四半期財務諸表に関する取扱い
9. 今後の基準開発の方向性

本資料は、本会計基準等を理解していただくために、概要を記載しており、説明を簡略化しております。
詳細は、本会計基準等をご参照ください。
また、本資料中の意見にかかる部分は、発表者の個人的見解であり、企業会計基準委員会の公式見解ではありません。
本資料の無断転載は禁止されています。

- ❖ 以下合わせて「本会計基準等」という
 - ◆ 企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」（以下「会計基準」という）
 - ◆ 企業会計基準適用指針第32号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「適用指針」という）

- ❖ 以下合わせて「公開草案」という
 - ◆ 企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」
 - ◆ 企業会計基準適用指針公開草案第82号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」

- ❖ 以下合わせて「四半期会計基準等」という
 - ◆ 企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という）
 - ◆ 企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「四半期適用指針」という）

- ❖ 以下合わせて「中間作成基準等」という
 - ◆ 中間連結財務諸表作成基準及び中間連結財務諸表作成基準注解
 - ◆ 中間財務諸表作成基準及び中間財務諸表作成基準注解

以下合わせて「改正後の財規等」という

- ◆ 2024年3月27日に金融庁から公表された企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令のうち、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正
- ◆ 2024年3月27日に金融庁から公表された企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令のうち、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正



以下合わせて「財規等の改正案」という

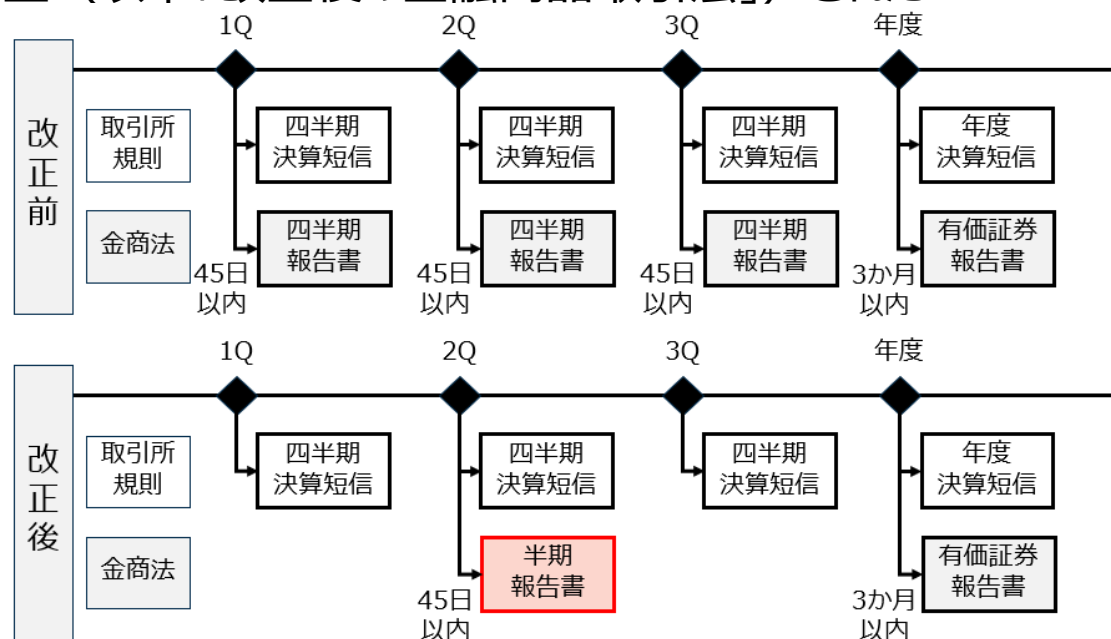
- ◆ 2023年12月8日に金融庁から公表された令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等のうち、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正（案）
- ◆ 2023年12月8日に金融庁から公表された令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等のうち、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正（案）



1. 公表の経緯

1. 公表の経緯

- 
 2022年12月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（以下「ディスクロージャーWG報告」）において、上場企業について金融商品取引法上の四半期開示義務（第1・第3四半期）を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」すること及び第2四半期報告書を半期報告書として提出することが示された
- 
 上記に沿って2023年11月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号）が成立し、これにより金融商品取引法（昭和23年法律第25号）が改正（以下「改正後の金融商品取引法」）された



金融庁の「金融商品取引法等の一部を改正する法律案 説明資料」（2023年3月）を参考に発表者が作成



2. 本会計基準等の適用範囲

2. 本会計基準等の適用範囲①

- ❖ 本会計基準等では、改正後の金融商品取引法に従い、新たに中間財務諸表を作成する企業に適用することを提案しているため、次の会社が半期報告書制度に基づき作成する中間財務諸表に適用する（**本会計基準等の適用対象となる中間財務諸表は、2024年3月27日に金融庁から公表された改正後の財規等における第一種中間財務諸表が該当**）と考えられる
 - ◆ 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号に掲げる上場会社等
 - ◆ 金融商品取引法第24条の5第1項ただし書きにより、同項の表の第1号に掲げる上場会社等と同様の半期報告書を提出する第3号に掲げる非上場会社
- ❖ 特定事業会社（銀行法、保険業法及び信用金庫法の特定の条項で定める業務に係る事業を行う会社）及び改正後の金融商品取引法第24条の5第1項ただし書きを適用しない非上場会社が作成する中間財務諸表については、従前どおり中間作成基準等が適用される

2. 本会計基準等の適用範囲②

改正後の金融商品取引法において中間会計期間に求められる提出書類と適用される会計基準等の関係は次のとおりである

	金商法上の区分		金商法上の報告書	報告書に含まれる財務諸表	適用される会計基準等
改正前	上場会社等及び任意で上場会社等と同様の報告書を提出する非上場会社	特定事業会社を除く	四半期報告書	四半期財務諸表	四半期会計基準等
		特定事業会社	四半期報告書	中間財務諸表	中間作成基準等
	上記以外の非上場会社		半期報告書		



	金商法上の区分		金商法上の報告書	報告書に含まれる財務諸表	適用される会計基準等
改正後	上場会社等及び任意で上場会社等と同様の報告書を提出する非上場会社	特定事業会社を除く	半期報告書	第一種 中間財務諸表	本会計基準等
		特定事業会社	半期報告書	第二種 中間財務諸表	中間作成基準等
	上記以外の非上場会社		半期報告書		



3. 開発にあたっての基本的な方針

3. 開発にあたっての基本的な方針

本会計基準等が適用される中間財務諸表を含む半期報告書制度の概要

- (1) 半期報告書では**中間会計期間（6か月間）を1つの会計期間**とした中間財務諸表を作成
- (2) 従前の四半期報告書と同様に、中間会計期間終了後、**45日以内の政令で定める期間内に提出**
- (3) 財規等の改正案は、ディスクロージャーWG報告（「上場企業の半期報告書については、現行と同様、**第2四半期報告書と同程度の記載内容とする**」）に基づき作成



開発にあたっての基本的な方針

上記（1）を前提に、**期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）とする**中間財務諸表に係る会計処理を定める



上記（3）を前提に、中間財務諸表の記載内容が従前の第2四半期報告書と同程度の記載内容となるように、基本的に**四半期会計基準等の会計処理及び開示を引き継ぐ**

四半期会計基準等に従い第1四半期決算を前提に第2四半期の会計処理を行った場合と、期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）とした場合とで**差異が生じる可能性がある項目については、企業の実務負担が生じないよう従来の四半期での実務が継続して適用可能となる取扱いを定める**



4. 中間財務諸表の範囲等

4. 中間財務諸表の範囲等

- 
 本会計基準の適用対象となる中間財務諸表の範囲及び開示対象期間については、当該中間財務諸表が従前の第2四半期報告書と同程度の記載内容を基本とするとされたことを踏まえ、**四半期会計基準の考え方を踏襲**
- 
 四半期会計基準においては、期首からの累計期間（累計期間）の開示を基本としつつ、四半期会計期間（3か月間）を任意で開示する場合の取扱いも定められていたが、中間財務諸表では中間会計期間（6か月間）が1つの会計期間となるため、中間会計期間の取扱いのみを定めている

	四半期会計基準		会計基準
損益計算書及び キャッシュ・フロー計算 書の開示対象期間	原則	期首からの累計期間	期首から6か月間
	容認 規定	期首からの累計期間 四半期会計期間（3か月間）	



5. 中間財務諸表の取扱い

5. 中間財務諸表の取扱い①

- 基本的に四半期会計基準等の会計処理に関する定めを引き継いでいるが、中間財務諸表において期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）とすることに伴い差異が生じる可能性がある次の項目について個別に取扱いを検討

個別に検討した項目	本会計基準等での取扱い
原価差異の繰延処理	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中間財務諸表作成基準では認められていないが、四半期会計基準の取扱いを踏襲して原価差異の繰延処理を認める
子会社を取得又は売却した場合等のみなし取得日又はみなし売却日	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 改正後の金融商品取引法においては、四半期報告書制度の廃止により四半期決算日も廃止されるが、<u>みなし取得日の決算日等にはその他の適切に決算が行われた（本会計基準に準じた決算が行われた）日を含む</u>とした * 下線は公開草案からの変更及び明確化のための記載の追加を示している
有価証券の減損処理に係る中間切放し法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）とする中間切放し法及び中間洗替え法を選択適用することができる
棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 四半期切放し法と中間切放し法では会計処理の結果が異なるため、四半期切放し法が継続して適用可能となる経過措置を設ける
一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理 未実現損益の消去における簡便的な会計処理	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 四半期適用指針で認められていた前四半期の決算において算定した基準等を使用できるとする取扱いは、決算日以外の期中の特定の日に算定した実績率等を使用することとなるが、従来の四半期での実務が継続して適用可能となる経過措置を設ける

5. 中間財務諸表の取扱い②

- ❖ (参考) 有価証券の減損処理に係る従来の四半期切放し法と本会計基準等の中間切放し法

◆ 前提

- ❖ 会社は3月決算会社
- ❖ 株式A（市場価格のあるその他有価証券）の時価の推移は次のとおり
- ❖ 前期末の株式Aの帳簿価額は100円
- ❖ 6月末及び9月末のいずれの時点においても、時価が回復する見込みがあるとは認められない
- ❖ 税効果は考慮しない
- ❖ その他有価証券評価差額金の会計処理は全部純資産直入法を適用

	3月末	6月末	9月末
株式Aの市場価格	100円	20円	30円

5. 中間財務諸表の取扱い③

❖ (参考) 有価証券の減損処理に係る従来の四半期切放し法と本会計基準等の中間切放し法

◆ 会計処理

	四半期適用指針の四半期切放し法 ^(*1)				中間切放し法			
6月末仕訳	投資有価証券評価損	80円 ^(*2)	その他有価証券	80円	仕訳なし			
9月末仕訳	その他有価証券	10円 ^(*3)	その他有価証券評価差額金	10円	投資有価証券評価損	70円 ^(*4)	その他有価証券	70円

(*1) 適用指針第62項の経過措置では、従来の四半期切放し法と同様の会計処理が認められている


(*2) $100円 - 20円 = 80円$ (期首帳簿価額 - 6月末時価)

(*3) $30円 - 20円 = 10円$ (9月末時価 - 6月末帳簿価額)


(*4) $100円 - 30円 = 70円$ (期首帳簿価額 - 9月末時価)

	PL計上額
従来の四半期切放し法	80円
中間切放し法	70円

5. 中間財務諸表の取扱い④

- 
 本会計基準等は、個別に検討したものを除き、中間財務諸表の作成にあたって必要な会計処理及び開示について、基本的に四半期会計基準等の定め及び考え方を引き継ぎ、四半期会計期間等の用語を中間会計期間等に置き換える

四半期会計基準等		本会計基準等	
四半期会計基準		会計基準	四半期会計基準の定めは、用語の置き換えにより、会計基準において引き継ぐ
四半期適用指針		適用指針	四半期適用指針の定めは、用語の置き換えにより、適用指針において引き継ぐ

- 
 ただし、四半期会計基準第19項（3）のように、同一年度に複数の四半期決算が存在し得るため設けられたと考えられる定めについては、本会計基準等では引き継がない

19. （略）

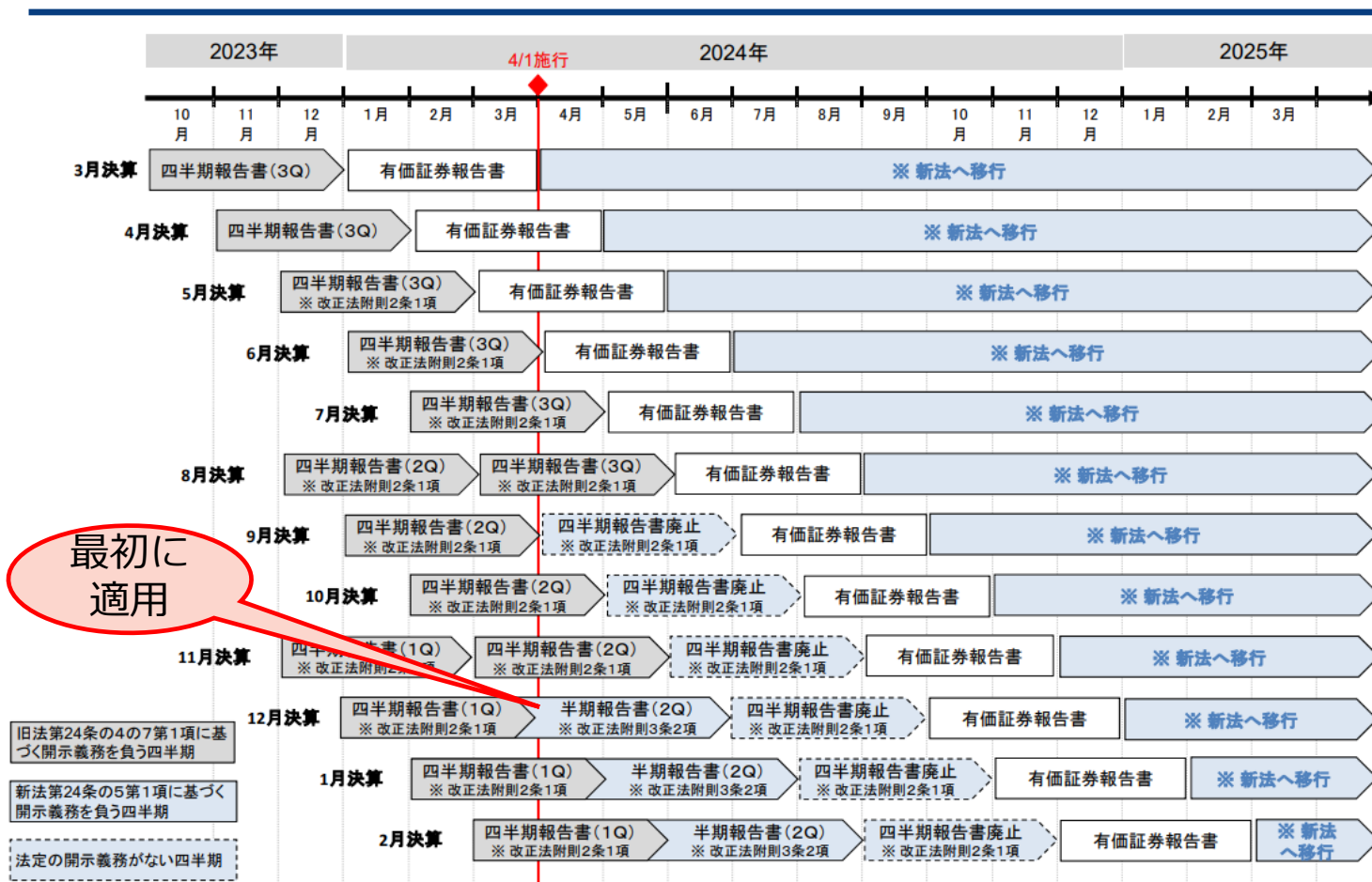
（3）当年度の第 2 四半期会計期間以降に自発的に重要な会計方針について変更を行った場合には、（2）又は（4-2）の記載に加え、第 2 四半期以降に変更した理由



6. 適用時期

6. 適用時期

🔴 本会計基準等の適用時期は、改正後の金融商品取引法の適用時期と同様
各決算期における適用時期(四半期報告書提出会社)



2024年3月27日に金融庁が公表した「各決算期における適用時期(四半期報告書提出会社)」より抜粋(コメントは発表者が追加)




7. 適用初年度の取扱い

7. 適用初年度の取扱い

- ❖ 本会計基準の適用初年度においては、開示対象期間の中間財務諸表等について本会計基準を遡及適用する
- ❖ 本会計基準の適用初年度において従前の四半期財務諸表において採用していた会計方針（年度の会計方針との首尾一貫性が求められる会計方針を除く）と異なる会計方針を採用する場合には、会計方針の変更に該当せず新たに会計方針を採用することになると考えられる

* 下線は明確化のための公開草案からの記載の追加を示している



8. 他の会計基準等における四半期財務諸表に関する取扱い

8. 他の会計基準等における四半期財務諸表に関する取扱い

- ❖ 本会計基準は、基本的に四半期会計基準等の会計処理及び開示を引き継ぐこととしており、本会計基準が適用される中間財務諸表においては、これまでに公表された会計基準等における四半期財務諸表に関する会計処理及び開示の定め（本会計基準等が定めている会計処理及び開示は除く）も引き継ぐことが考えられる

- ◆ 会計基準等には、日本公認会計士協会が公表した企業会計に関する実務指針（Q&Aを含む）のうち会計処理の原則及び手続を定めたものが含まれる

- ❖ **他の会計基準等における四半期財務諸表に関する定めを**、本公会計基準の適用対象となる中間財務諸表に適用できるように、「四半期会計期間」、「四半期決算」、「四半期財務諸表」、「四半期連結財務諸表」又は「四半期個別財務諸表」という用語（会計基準等の名称を除く）を「中間会計期間」、「中間決算」、「中間財務諸表」、「中間連結財務諸表」又は「中間個別財務諸表」という用語に**読み替える**


- ❖ 他の会計基準等の**読替え**にあたっては、**従前の四半期の実務を変更することを意図していないことに留意**する必要がある

* 下線は明確化のための公開草案からの記載の追加を示している



9. 今後の基準開発の方向性

9. 今後の基準開発の方向性①

- 
 特定事業会社以外の上場会社等に適用されることが想定される会計基準等は、次のとおりである（取引所規則については、2024年3月28日に東京証券取引所から公表された「『金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等について』に寄せられたパブリック・コメントの結果について」及び参考資料を参照している）

	第1四半期	中間	第3四半期
金融商品取引法		半期報告書	
取引所規則	四半期決算短信	四半期決算短信	四半期決算短信
企業が適用する会計基準等	四半期会計基準等	本会計基準等	四半期会計基準等

適用される会計基準等が異なることが想定される

9. 今後の基準開発の方向性②

公開草案のコメント募集における提案

- ◆ 企業の報告頻度（中間又は四半期）が異なることにより生じる本会計基準等と四半期会計基準等の取扱いの差異を解消するため、両会計基準等を統合した期中財務諸表に関する会計基準等を開発し、取扱いを統一する
- ◆ 取扱いを統一する方法には複数の方法が考えられるが、国際的な会計基準におけるIAS 第34号「期中財務報告」においては、企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとすることが原則とされており、この原則を採用する
- ◆ 仮に上記の方法によった場合には、公開草案で経過措置を設けている次の4つの会計処理の取扱いの変更を検討することが考えられる

公開草案で経過措置を設けている会計処理

- (1) 有価証券の減損処理に係る中間切放し法
- (2) 棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法
- (3) 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理
- (4) 未実現損益の消去における簡便的な会計処理

9. 今後の基準開発の方向性③

- ◆ 公開草案のコメント募集に寄せられたコメント
 - ◆ コメント募集の提案に賛成する意見
 - ◆ 提案に反対し中間財務諸表にも現行の四半期会計基準等をそのまま適用できるように改正するという代替案を提案する意見
 - ◆ 本会計基準等に定められた経過措置の恒久化を求める意見
- ◆ いずれの意見も本会計基準等と四半期会計基準等を統合することには反対していないものの、統一の方法に関しては様々な意見があるため、これらの意見を踏まえて今後検討を行う予定
- ◆ 金融商品取引法上は四半期報告書制度が廃止されるが、期中財務諸表に関する会計基準等の開発が行われるまでの間、四半期会計基準等は適用を終了しないことを予定



ご清聴ありがとうございました